

「高等学校等就学支援金」の令和2年7月分以降の 判定基準変更について

国の制度改正により、高等学校等就学支援金（毎月の授業料を充当するもの）の対象となる方の判定基準が、令和2年7月分以降から変更になります。

具体的な申請手続きについては、6月上旬頃（予定）に改めてご案内いたします。

なお、すでにマイナンバーによる手続きをして、認定となっている方（1年生は、今後、認定となる方）は、保護者等の状況に変更がない限り、原則、届出手続きは不要です。（判定基準の変更後も、マイナンバーを利用して地方税情報を確認いたします）

令和2年7月分以降の、新しい判定基準

○次の計算式（両親2人分の合計額）により判定します。

市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額*

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

※ 早生まれ（平成18年1月2日から4月1日生まれ）の生徒については、以下により算定。

「(市町村民税の課税標準額-33万円)×6%-市町村民税の調整控除額」(令和4年7月支給分より)

・↑で計算した額が、**30万4,200円未満の方が支給対象です。**

※ モデルケース（両親の一方がサラリーマンとして勤務、高校生1人、中学生1人の家庭の場合）として、年収の目安が910万円未満の世帯が相当します。

（年収目安は、変更前・変更後とも同様です）

マイナポータルHP



ご自身の課税標準額などはマイナポータル*で「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）⇒

※ マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。

(留意事項)

- ・住民税決定通知書や課税証明書等では必要な金額を確認できない場合があるため、7月分以降の申請では原則マイナンバーをご提出ください。
(すでにマイナンバーを提出済みの場合は、再提出不要です)。
- ・市町村民税が未申告の場合は、地方税情報が確認できないため、税の申告後に、改めて必要書類を提出いただく場合があります。税の申告が済んでいない場合は、必ず事前に申告手続きを行っていただくようお願いします。